令和　　年度 田辺市東部公民館 利用団体登録票

登録日：　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体の名称 | フリガナ： | 会員数 | 人 |
|  |
| 活動の趣旨 | ※どのような活動をされているか、詳しくお書きください  ヨガの練習，子育てサークル，～についての勉強会，社交ダンス，俳句，…etc | | |
|  | | |
| 利用責任者氏名  （代表者） | フリガナ： | | |
|  | | |
| 利用責任者住所  及び連絡先 | 〒　　　－  ℡　　　　（　　　） | | |
| 利用頻度 | （例：毎月第３水曜日、不定期など） | | |
| 会費等徴収の有無 | ・月謝として徴収　　　　　　　　円  ・会費として徴収（　年　・　月　）　　　　　　　円  ・徴収していない | | |
| 備　　考 |  | | |

※市民の方から問い合わせがあった時は責任者の連絡先をお知らせしてもよろしいですか？

　　　　　（　　はい　　・　　いいえ　　）

　　　　　　利用責任者以外に連絡する場合　　氏名〔　　　　　　　〕℡〔　　　　（　　）　　　　　〕

注意事項　　　〔以下に同意します〕

* 公民館は、次の事業を行う団体には使用許可できません。
* 以下のことに同意し、厳守することをお願いします。
* もし、以下のことがあった場合は、公民館の使用を即中止し、今後の貸出を禁じます。

（１）もっぱら営利を目的とした事業を行い、又は特定の営利事業について公民館の名称を利用しよ

うとするもの。

（２）特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

（３）特定の宗教を支持、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持する事業及び布教活動。

（４）暴力団の活動・運営に資すると認められるもの。

* 公民館の使用については、同一使用団体により1ヶ月以上定期的に使用する場合は週1回までとし、

２日以上連続して使用できません。

但し行事等で連続して使用する場合は、公民館長の許可を得た上で、使用することができます。

* 使用後は、必ず掃除をしてください。
* 敷地内は全面禁煙です。
* 退室時には、電気・エアコンが消えていることを必ず確認してください。